柏崎刈羽6号機 指摘事項に対する回答整理表(火災防護設備)

			資料	4の該当箇所					
No	指摘日	資料番号	資料分類	資料名称	該当頁	コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所
1	2023/11/16	KK6添-1- 028 改0 (比較表)	比較表	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-8発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	34	発火性、引火性物質の記載が消防法で定められているものが潤滑油、燃料油以外にないか確認すること。高圧ガス保安法についても確認すること。	2024/1/15	使用している危険物の詳細について潤滑油、燃料油だけであることを確認しました。また、K6建屋内で設置されている高圧ガスについて全てを考慮しており、そのうちの可燃性ガスは水素ガスのみであることを確認しました。	_
2	2023/11/16	KK6添-1- 028 改0 (比較表)	比較表	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-8発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	35	可燃性蒸気の爆発性雰囲気について機械 換気及び自然換気が(d)で防爆対策機器 が不要となる説明につながる理由について 説明すること。	2024/1/15	機械換気設備の換気回数は0.3回/h 以上になっており、各エリアで十分 な換気がされる設計を確認しまし た。屋内の自然換気においても外気 と接続された給排気ルーバーにより 十分に換気されることを確認しまし た。	_
3	2023/11/16	KK6添-1- 028 改0 (比較表)	比較表	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-8発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	47	金属材料の不燃性の定義根拠について補 足説明を行うこと。 建屋内装材の(b)を使 用している箇所についても明示すること。	2024/1/15	低合金鋼はニッケル,クロム等を含有した鋼材で、JSME等で機器クラス分類されており、全て不燃材であります。 また、建屋内装材で防炎マットを使用している箇所を補足説明資料に記載しました。	KK6 補足-014 改1 P.85
4	2023/11/16	KK6添-1- 028 改0 (比較表)	比較表	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-8発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	54	落雷による火災の発生防止について20m 以下の構築物等についてどのような対策 が行われているか説明すること。	2024/1/15	避雷針が設置されないSA車両置き場については、車両に落雷した場合は金属ボディから地面に電気が流れるので火災の発生は考えにくいです。 屋外の軽油タンクについては原子炉建屋設置の避雷針の防護範囲にあり、タンク本体に接地線もあります。 (消防法要求)	_

1

				4の該当箇所					
No	指摘日	資料番号	資料分類	資料名称	該当頁	コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所
5	2023/11/16	KK6補足- 014 改0	補足説明資 料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	100	コーキング剤の耐久温度等の材料の耐火 性が分かる説明をすること。	2024/1/15	3時間耐火試験とは別に、コーキング材は500℃で使用しても異常がないことを試験で確認している旨を追記しました。	KK6 補足-014 改1 P.102
6	2023/11/16	KK6補足- 014 改0	補足説明資料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	99	プルボックスについて写真等でどのような 構造しているか説明すること。	2024/1/15	設置済みプルボックスの写真を補足 説明資料に追加しました。	KK6 補足-014 改1 P.102
7	2023/11/16	KK6補足- 014 改0	補足説明資料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	293	火災区域区画等で感知器を設置しない等の例外について整理して示すこと。感知器を設置しない箇所について不要な理由について環境条件等も踏まえて問題ないことを説明すること。	2024/1/15	感知器選定のフロー図を修正し、感知器を設置しない場合についての理由を表に示しました。	
8		KK6補足- 014 改0	補足説明資 料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	301	感知器の設置条件の妥当性について一般 構築物の条件を使用できる根拠を説明す ること。		プラントは消防法施工令第二十一条 十一項にて「前各号に掲げるものの ほか、別表第一条(十五)に掲げる 建築物の地階、無窓階又は三階以 上の階で、床面積が三百平方メート ル以上のもの」に該当します。この 条件でプラント建設時に所管消防に 検査をいただいているため、一般構 築物であります。	KK6 補足-014 改1 P282
9	2024/1/9	KK6添-1- 028(比較 表)改0	比較表	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-8発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	95	排風機によって煙が充満しない設計につい てどのように判定して煙が充満しないとした のかを説明すること	今回回答	原子炉格納容器の容量と排風機の容量の関係、機器ハッチの位置などから関係法令と照らし合わせて排煙性能を追記しました。	KK6補足-014 改3 補足4-7
10		KK6補足- 014 改1	補足説明資料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	300	屋内について、炎感知器の検定品がある のにも関わらず検定品を使用しない理由を 記載すること。	今回回答	炎検出設備について検定品と同等 以上の性能である旨を記載しまし た。	KK6補足-014 改3 補足3-13

				4の該当箇所			,		
No	指摘日	資料番号	資料分類	資料名称	該当頁	コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所
11	2024/1/15	KK6補足- 014 改1	補足説明資料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	296	火災感知器の選定及び設置のフロー図について、第1段として感知器を設置する必要があるエリア(火災区域・区画)の分割の考え方の整理を行うこと。まずは例外の考え方を整理すること。	2024/1/29	補足説明資料に火災区域区画において, 感知器が必要なエリアを選定するためのフローを追加しました。	KK6補足−014 改2 P.24
12		KK6補足- 014 改1	補足説明資料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	296	火災感知器の選定及び設置のフロー図について、第2段として、感知器の設定の組み合わせについて、個別のフローを作成すること。この際、例外となる1種類の設置とする際の考え方の整理、検定品を使用していない場合は個別説明が必要。		感知器の設定についての考え方を 補足説明資料に追記しました。	KK6補足-014 改3 補足1-2
13	2024/1/15	KK6補足- 014 改1	補足説明資料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	296	火災感知器の選定及び設置のフロー図について、第3段として、設置方法の例外について整理すること。この際、床面がグレーチング等の場所があれば個別に説明をすること。		感知器の設定の例外の考え方について補足説明資料に追記しました。	KK6補足-014 改3 補足1-2
14	2024/1/15	KK6補足- 014 改1	補足説明資料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	283	定温スポット型熱感知器において、消防法 の検定検定項目若しくは自主項目に分け て記載を拡充すること	今回回答	定温スポット型熱感知器の検定項目とプリアラーム機能について分けて記載をしました。	KK6補足-014 改3 補足3-13
15	2024/1/15	KK6補足- 014 改1	補足説明資料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	287	煙吸引式検出設備について試験で確認し た面積の代表性を説明すること。	2024/1/29	煙吸引式検出設備の試験結果や検 出面積について、補足説明資料に 追記しました。	KK6補足-014 改2 P.408~P.411
16	2024/1/15	KK6補足- 014 改1	補足説明資 料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	399	評価条件の設定として、火災源となる火種をどのように考えているか。基準では炎がある場合と無い場合双方考慮することになっていることを考慮し記載を拡充すること。			

資料の該当箇所				4の該当箇所					
No	指摘日	資料番号	資料分類	資料名称	該当頁	コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所
17	2024/1/15	KK6補足- 014 改1	料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	287	煙検出設備について、梁があった場合はどの高さまで1つの区域としてみることが出来るかのか、考え方を補足説明資料に追加すること。	2024/1/29	MSトンネル室の煙吸引式検出設備の配置と梁の関係について補足説明資料に追記しました。	KK6補足-014 改2 P.408~P.409
18	2024/1/15	KK6回- 009 改0		柏崎刈羽原子力発電 所第6号機 指摘事項 に対する回答整理表 (火災防護設備)	1	指摘No.2への回答:0.3回/hの機械換気により防爆対策機器が不要とできる根拠を公的ドキュメント類の記載も踏まえ補足説明資料に整理すること。この際、蓄電池からの水素ガス発生への配慮との関連についても考慮すること。また、「可燃性蒸気」の性質も踏まえた記載を検討すること。	今回回答	参考として「ユーバーのたプラウス は	
19	2024/1/29	KK6補足- 014 改2	料	工事計画に係る補足 説明資料(その他発電 用原子炉の附属施設 のうち火災防護設備)	24	図2 火災区画でない区画について基準及 び許可整合の観点で詳細な説明を行うこ と。	今回回答	火災区画でない区画についての説 明を拡充しました。	KK6補足-014 改3 補足1-2